

平成 2 5 年 9 月 川 棚 町 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 4 日 目)

平成 2 5 年 1 0 月 1 0 日 木 曜 日 (午 後 1 時 開 議)

出 席 議 員 (1 5 人)

1 番	村 井	達 己
2 番	竹 村	一 義
3 番	福 田	徹
4 番	堀 田	一 德
5 番	三 岳	昇
6 番	毛 利	喜 信
7 番	田 崎	一 幸
8 番	波 戸	勇 則
9 番	小 谷	龍 一 郎
1 1 番	小 田	成 実
1 2 番	田 口	一 信
1 3 番	森 田	宏
1 4 番	久 保 田	和 惠
1 5 番	山 口	隆
1 6 番	初 手	安 幸

欠 席 議 員 (1 人)

1 0 番	朝 長	敏
-------	-----	---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	山 口 栄 治
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	

議事日程

日程第 1	認定第 1 号	平成 2 4 年度川棚町一般会計決算認定について	決算審査特別 委員長報告
日程第 2	認定第 2 号	平成 2 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について	〃
日程第 3	認定第 3 号	平成 2 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について	〃
日程第 4	認定第 4 号	平成 2 4 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について	〃
日程第 5	認定第 5 号	平成 2 4 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について	〃
日程第 6	認定第 6 号	平成 2 4 年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について	〃
日程第 7	議案第 49 号	平成 2 4 年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
日程第 8	認定第 7 号	平成 2 4 年度川棚町水道事業会計決算認定について	
日程第 9	請願第 3 号	年金 2 . 5 % の削減中止を求める請願	総務厚生 委員長報告
日程第 10	陳情第 3 号	消費税増税実施の延期を求める陳情書	〃
日程第 11	意見案第 1 号	未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）	産業建設文 教委員長
日程第 12	意見案第 2 号	道州制導入に反対する意見書（案）	議会運営 委員長
日程第 13		議会活性化対策調査特別委員会中間報告	
日程第 14		議員派遣の件	議長発議

議 長 ご起立願います。こんにちは。ご着席ください。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」から、日程第8、認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」までを一括議題と致します。

決算審査特別委員会から決算審査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 読み上げて報告とさせていただきます。

平成25年10月10日、川棚町議会議長初手安幸様、決算審査特別委員会委員長村井達己。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」認定すべきものと決定。

認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」認定すべきものと決定。

認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」認定すべきものと決定。

認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」認定すべきものと決定。

認定第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」認定すべきものと決定。

認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」認定すべきものと決定。

議案第49号「平成24年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」可決すべきものと決定。

認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」認定すべきものと決定。

決算審査特別委員会委員長報告。認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」、認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」、認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」、認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」、認定第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」、認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」、議案第49号「平成24年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」の決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日(分科会)、平成25年9月30日、10月1、2、3、4日。(特別委員会)平成25年9月30日、10月7日、9日。

(3) 審査場所。第一委員会室、第二委員会室、第三委員会室及び現地。

(4) 出席者。(分科会)委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、次長、室長、各担当課長、各係長等。(特別委員会)委員全員、議長、事務局長。

2、審査内容(主要事項についての質疑と答弁)。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 決算審査特別委員会での質疑と答弁。

質疑、公共交通システムについて、交通弱者の対応は残っているというが、その具体的な方向性はあるのか。

答弁、波佐見町の乗り合いタクシー、東彼杵町のコミュニティバスの状況も見ながら、調査・研究していくとのことである。

質疑、保育園の受け入れは、定員より最大25%増の弾力運用をしているとあるが、今後も継続していくのか。

答弁、保育園1箇所を建て替える予定がある。将来的な見込みも含め、25%の枠内で収まるだろうとの判断である。

(以上、質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)。

質疑、15メートル以上の橋梁の点検補修を実施しているとあるが、15メートル未満の橋梁についてはどうするのか。

答弁、25年度以降に調査、実施する。

質疑、住宅の長寿命化改修の今後の計画は。

答弁、山道ノ前団地B棟、若草、旭ヶ丘団地を予定しているが、実施年度は未定である。

質疑、山道浄水場の第7次拡張計画について、16億円の事業規模を縮小することがあるのか。

答弁、事業規模が変わることはないが、落札減はあり得るとの説明であった。

(以上、質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、討論、採決を行った。

3、審査の結果。

(1)認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

平成24年度は、7人の普通退職者があった。普通退職者が増えないよう、働きやすい職場の環境を求めて反対する。

賛成討論(要旨)。

予算は適正に執行されており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(2)認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

国保税が大幅に上げられた。払える保険税にすることを求めて反対する。

賛成討論(要旨)。

財政運営が厳しい中で、特定健診実施などに努力しているので賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(3)認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

高齢者に負担を押し付ける本制度の廃止を求めて反対する。

賛成討論（要旨）。

高齢者が安心して医療を受けられるために、相応の負担も必要であり、この制度も定着しているので賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

（４）認定第４号「平成２４年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

介護保険料が高いうえに、給付費は下がっている。必要な支援が受けられるよう求めて反対する。

賛成討論（要旨）。

社会保障として介護保険制度は、町民にとって安心と信頼の制度となるものであり賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

（５）認定第５号「平成２４年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」は、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

（６）認定第６号「平成２４年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」は、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

（７）議案第４９号「平成２４年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定した。

（８）認定第７号「平成２４年度川棚町水道事業会計決算認定について」は、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

４、委員会の意見。

人事評価制度については、職員の能力向上と組織の活性化のためにも制度の構築と運用を図られたい。

職員の地区担当制度の調査・研究を進め、導入の方向性を早急に判断されたい。

消防団員の定数割れが続いており、今後も同様の状況が続くと危惧される。団員の確保について努められたい。

自主防災組織づくりと見守りネットワークの整備のため、モデル地区での取組が進められているが、支援体制の確立を図るためにも関係機関とよく連携

し、事業を推進されたい。

新選果場における、小串トマトの選果については、ブランドの維持に努められたい。

長崎県立大学・長崎国際大学との連携による観光施設の運営等に関する調査研究の成果・提案については、早期に具体的取組みに努められたい。

地区の環境整備については、地元の要望に誠意を持って対応されている。今後もこれまで以上に対応されたい。

税金、料金、使用料などの未納者に対する徴収努力は何えるが、さらに未納対策を講じ、収納率を上げるよう努められたい。

工事発注については、地元企業育成の観点からも地元企業の活用に努められたい。以上です。

議 _____ **長** これから委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議 _____ **長** 最初に認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」の討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定」に対する反対討論を行います。

私の所管ではありますが、8款土木費、3項2目ダム対策費です。成果報告書には、知事との面談が数回行われたとありますが、これは22年1月から12月までに4回行われたときのことであり、24年度に行われたものではありません。24年度の成果報告として掲載するのは、適切ではないと思います。また、事業認定が告示され、今後強制収用もあり得ることを考えると、起業者でもない本町のダム対策室はどのように対応していくのでしょうか。

また10款教育費の中の学校給食共同調理場費ですが、行政側の説明によると、平成27年度を目途に調理業務と配送業務の民間委託を目指しているとのことでした。子ども達の食育は直営で行うべきです。行革大綱は、子ども達ば

かりをターゲットにしています。私は行革に対して反対です。よって一般会計には反対致します。

議 _____ **長** 次に、賛成討論の発言を許します。

4 番 堀 田 認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」賛成の立場から討論を行います。

少子高齢化社会の進展と長引く経済不況により自主財源である町税収入が伸び悩み、財政状況は厳しくなっています。平成24年度の執行は、効果が上がっているものや、次年度以降に向けて検討を要するものもありますが、事務事業は合理的、能率的に処理され、また公有財産や物品の管理も適正に管理されています。投資的事業においても予算執行については適正に処理されており、認定すべきと判断します。よって決算審査特別委員長の報告に賛成を致します。

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものと決定とされており、この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」は、認定することに決定を致しました。

(1 3 : 1 8)

議 _____ **長** 次に、認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされており、委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

1 4 番 久 保 田 認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」への反対討論を行います。

国保加入世帯は、低所得が進んでいます。現在、国保加入世帯の7割は非正規労働者を始め、自営業者、年金生活者などの低所得者です。国保世帯の平均所得は、1990年の276万5千円から、2010年度の141万6千円まで大幅に落ち込んでいるのです。国保世帯の80%以上が所得200万円未満

なのです。平均所得が下落するのに反比例して、国保料が大幅に上げられました。本町では昨年改正され、その結果所得200万円の世帯で、7万円以上の値上げとなりました。成果報告書では、調定額増加の原因は経済不況による離職者の増加や急速な高齢化や医療費の増加などに伴い、保険給付が膨らみ厳しい財政状況が継続したために税率を改正したことが大きな要因と考えられますが、1億円を超える収入未済額もあります。保険税率を上げても根本的な解決になりません。さらに、委員会報告によると、2、3年後には改正しなくてはならないとありました。これ以上の痛みに町民は耐えられません。まずは国に対して国庫負担金を50%に戻すこと、県に対しては一般会計からの法定外繰り入れを全国平均並みに増額すること、そして払える保険料にすることを求めて反対討論とします。

議 _____ **長** 次に賛成討論の発言を許します。

4 番 堀 田 認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」賛成の立場から討論を行います。

少子高齢化と医療の高度化により、財政運営は大変厳しい状況にあります。こうした中、医療費の適正化に向け各保険者の特定健診、特定保健指導を始め、人間ドックなど、助成事業などの保健事業を積極的に取り組んでおり、今後も保健事業の充実と、健康増進対策などに努力され、予算執行について適正処理されており、認定すべきと判断し、決算審査特別委員長の報告に賛成致します。

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。この決算は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」は、認定することに決定致しました。

(13:22)

議 _____ **長** 次に、認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計

決算認定について」の討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされており、委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

1 4 番久保田 認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、08年4月から実施されました。75歳以上の人は、それまでの国保や健保から脱退させられ、後期高齢者医療保険制度に加入します。保険料は、それまで負担がなかった健保の被扶養者を始め、低所得者で家族に扶養されている人も含め、全ての人が徴収されます。年金収入が1万5千円以上の人は、年金から天引きされます。保険料は2年に1度改定されます。75歳以上になると一人ひとりから収入がゼロの人からも、家族に払ってもらって保険料を徴収し、保険制度を運営します。一人ひとりに給付と負担の自覚と痛みを強いて、医療費を削るか負担を我慢するかという高齢者にとって厳しい制度です。2回目の2010年から12年の保険料の値上げが続き、こんな制度は早く止めてほしい、年金が削られる一方で医療費や介護など、高齢者の負担は重くなるばかりと、悲痛な声が上がっています。わずかな収入で暮らしているお年寄りから保険料を滞納したということで、無慈悲な差押えが行われています。長崎県でも被保険者20万2,611人のうち、滞納被保険者は3,177人、短期被保険者428人、滞納処分をされた被保険者は136人、1,909万円となっています。制度が続く限り、差別医療は起きています。存続すればするほど高齢者を苦しめるのはこの制度です。この制度は、人の命の尊厳をどう守るかでなく、国の経費をいかに軽減するかの中身になっています。即刻制度の廃止を求めて反対します。

議 長 次に、賛成討論の発言を許します。

1 5 番山口 認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」賛成の討論を行います。

少子高齢化が進む中、高齢者の方々が安心して医療を受けられるように、個々の負担能力に応じて相応の負担をすることによって、この制度は堅持されていると判断されます。また平成24年度決算においても、適正な執行がなされていると判断し認定すべきものとして賛成致します。

議 長 これで討論を終わります。これから認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」は、認定することに決定を致しました。

(13:26)

議 _____ **長** 次に、認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」の討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する反対討論を行います。

川棚町の介護保険料の基準額は、平成12年から14年の一期目の3万2,020円から、24年、26年の5期の基準額6万1千円と比較すると、2万8,980円と大きく値上げされました。それを受けて、24年度の成果報告書の保険料を見ると、現年度分の収納率は上がっているものの、滞納繰越においては、調定額に対する収納率は7.5%と前年度を大きく下回っています。臨戸徴収に努力されていますが、262万円の未済額も生じるというように、介護保険料が高いと言えらると思います。それに準じて給付費の総額も前年度と比較すると下がっています。介護保険は、行き届いた介護を求めて創設されたものです。しかし、総務省の調査によると、親族の介護を理由にした離職は14万人です。高齢者、国民が求めている保障された制度への転換をすべきです。12年度から地域支援事業に介護予防日常生活支援総合事業が加わりました。総合事業は、市町村の判断で、要支援1、2の人を介護保険から外し、ボランティアなど、多様な担い手を活用して行う見守りなどのサービスに移し替えることができるというものです。公的介護給付を利用者から取り上げないように、必要な支援が受けられるように求めて反対討論とします。

議 _____ **長** 次に、賛成討論の発言を許します。

9 番 小 谷 認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」賛成討論を行います。

この制度は、国民の相互扶助の精神に基づいて運営されており、本町においても介護予防などの各種事業に取組み、高齢者福祉の向上につながっていると思われま。予算執行についても適正に処理されており、認定すべきと判断し賛成します。

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」は、認定することに決定を致しました。

(13:30)

議 _____ **長** 次に、認定第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」の討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから認定第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを認定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって認定第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」は、認定することに決定を致し

ました。

(1 3 : 3 2)

議 _____ **長** 次に、認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」の討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを認定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」は、認定することに決定を致しました。

(1 3 : 3 2)

議 _____ **長** 次に、議案第49号「平成24年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の討論を行います。本案に対し、委員長の報告は、可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第49号「平成24年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(13:33)

議 _____ **長** 次に、認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」の討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされており、委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを認定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定を致しました。

(13:34)

議 _____ **長** 次に、日程第9、請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める請願」を議題と致します。本件について、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 平成25年10月10日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。記。

- 1、受理番号。請願第3号。
- 2、付託年月日。平成25年9月26日。
- 3、件名。年金2.5%の削減中止を求める請願。
- 4、審査の結果、不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める

「請願」の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日。平成25年9月27日、10月4日、7日。

(2) 審査場所。第2委員会室。

(3) 出席者。三岳、波戸、竹村、福田、小田、森田各委員、議長、事務局長。

(4) 欠席者。田崎委員。

(5) 説明者。請願人、紹介議員。

2、審査内容。

9月27日、請願人及び紹介議員に対する主な質疑。

質疑、年金制度が継続されるかどうかの心配もあるが。

答弁、年金で生活できるような制度にすべきで、最低生活者を救済すべきだ。

質疑、全体として2.5%を引き下げることをやめてほしいということなのか。

答弁、いままでも年金が引き下げられており、さらに下がることには納得できない。

質疑、制度の継続が大事と思うが。

答弁、制度そのものを壊すことにはならないだろう。全体を考えてどうしていくのかを議論すべきではないのか。

質疑、社会保障制度においては、物価指数によってスライドするが、他の制度とこの年金の整合性はどう考えるか。

答弁、税金を上げるときは社会保障制度に使うという説明だったが、社会保障のことは出ていない。議論すべき時であり、年金を下げることに問題があるのではないか。

質疑、高齢者の当たり前の生活というのは、どこを基準として考えているのか。

答弁、基準の判断は難しい。国民年金は6万5千円であるが、これでは生活できない。

質疑、物価が下がったときにはスライドすべきという考えに立つべきではないか。

答弁、ぎりぎりの生活をしており、下げてほしくない。

質疑、若い世代に負担を先送りしないために受け入れることはできないのか。

答弁、全体で支えていく制度が崩れていくことになり、若者はもっと年金額が下がることになる。今のうちにストップしておかないと若者に影響が出る。

3、討議の主な内容。

将来的なこと、先送りすべきでないという部分も含め、総合的に判断すべきではないか。

国の制度に対して、良いことだけを受け入れて、不利になる部分だけは受け入れないというのはどうか。

年金制度全体で捉えなければいけない。弱者を切り捨てるということではない。

4、審査の結果。

反対討論。社会全体においての年金制度がどうなのかという視点にたった時に、制度のあり方、現状などを考えた場合には、今回の引き下げについては、やむ得ないと判断し、本請願に反対する。

賛成討論なし。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める請願」は、賛成はなく全会一致で不採択とすべきものと決定した。

5、委員会の意見。

年金制度においては、実質的価値を維持するため、物価の上昇や下落に合わせて毎年度の支給額を増減させる仕組みとなっている。

現在の年金額は平成12年から14年度の改定で前年の物価が下落したにもかかわらず特例措置として削減せず高止まりしており、この特例措置により本来の支給額より約7兆円も多く支払われている。

今回の減額措置は、受給者にとって実質価値が目減りするかたちであるが、将来世代に負担を先送りしないためにもやむを得ないと判断した。以上であります。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

14番久保田 討議の主な内容のところに、弱者を切り捨てるということではないとありますが、無年金者や、それから1万5千円以上は天引きされるという、その1万5千円の年金者、そういう方がいらっしゃることを把握されているか。それと、私は年金者から直接お話を聞いて回りました。委員長は、そういう年

金者の声を直接聴かれたことはありますか。

総務厚生委員長 久保田議員の質問にお答えをします。

まず一点目の1万5千円という話が出ておりますが、たぶんその方についてはですね、審査の中でも例として上がってまいりました。そのケースはですね、おそらく年金の加入期間というのが短かった方だろうという判断を致しております。

二点目のですね、年金受給者の声を聴いたかと、実は私も年金受給者でございまして、年金額の多い少ないというのは、町民の方、いろんな方を聞きますと、世代によっても違いますし、加入されている制度によっても異なるということで、一概にですね、年金額が少ない方ばかりではないという審査会での意見も出ておりました。以上です。

14番久保田 今の私の質問に対する答弁の中で、その1万5千円の方達は年金の掛ける期間が短かったからだろうということでしたが、どうして満額というか、その満期の期間をかけきれなかったかと想定されますか。質問の意味は分かりますか。

総務厚生委員長 今議員のご質問で、1万5千円という金額が出てまいったわけですけれども、実際にですね、そのような方がですよ、私はそういう方には話を聞いたことはないんですね。というのは、国民年金が、その制度の中では年金額というの一番低い方じゃないかと思うんですが、この委員会の審査の中でもですね、1万5千円という年金額というの、おらっさんとじゃないかなという話も出ておまして、逆にその私は、質問された久保田議員がそういう方が実際にいらっしゃるのかどうかというのを確認されたのか、逆にお尋ねをしたいと思っております。以上です。

議 長 報告書の趣旨に基づいて、いろんな詳細な制度じゃなくて、2.5%をどうするかという議論に戻して質疑等の答弁をお願いしたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

す。

請願第3号に対し、これから討論を行います。総務厚生委員長の報告は、不採択すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決定することに反対討論はありませんか。

1 4 番久保田 請願第3号「年金2.5%削減中止を求める請願」について、委員長は不採択ということでした。その不採択に対する反対討論を行います。

2012年11月、民主、自民、公明の3党合意による年金2.5%削減法が、十分な審議もされることなく成立しました。今年の10月に1%、来年の4月に1%、再来年度の4月に0.5%削減するものです。年金は高齢者の命綱です。この10年来、税金、国民健康保険税、介護保険や後期高齢者医療保険料なども上がり続けています。政府は物価が下がっているといっていますが、生活に直結した食料品や灯油などは上がり、年金生活者の暮らしを脅かしています。また、2.5%引き下げた後もマクロ経済スライドで、毎年1%以上の引き下げが予定されています。年金の削減は、年金者だけの問題ではありません。川棚町の1万4,650人のうち、4,793人の方が国民年金、共済年金、厚生年金の受給者です。昨年の子年間の給付額は56億3,289万円でした。実質2年半で計算すると、1億4千万円以上が削減されることが想定されます。その上に、来年は消費税が8%、再来年は10%の増税、さらに消費税増税と一体で社会保障の切り下げが進行しています。70歳から74歳の窓口負担が2割に患者負担の上限額引き上げ、要介護1、2の人を保険外に利用料を1割から2割に、年金支給開始を65歳から68歳、70歳に引き上げようとしています。高齢者の方は戦中戦後を郷土の復興と平和に苦勞されてきた方々です。高齢者の方は、子どもには頼れない。買い物は食べるものだけ、お友達の見舞いにも葬式にも行く香典が包めないという声が聞かれます。食べるだけで精一杯というのはつらいです。高齢者にとって年金は命綱です。議員の皆さんに請願に対して、ぜひ賛同を呼びかけて、委員長の不採択に対する反対討論とします。

議 長 次に、賛成討論の発言を許します。

4 番堀田 請願第3号「年金2.5%削減中止を求める請願」の総務委員長の報告に対して賛成討論を行います。本来より2.5%高い特例水準があることにより、毎年1兆円の過剰給付が生じており、結果的に将来世代へ負担を先

送りしている状態になっています。特例水準を解消し、年金財政の改善を図り、現役世代の将来の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るための改正であり、特例水準の解消はやむを得ないと考え、委員長報告に賛成を致します。

議 長 これですべての討論を終わります。これから請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める請願」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める請願」を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立少数)

議 長 起立少数です。したがって請願第3号「年金2.5%の削減中止を求める請願」は、不採択とすることに決定を致しました。

(13:51)

議 長 次に、日程第10、陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」を議題と致します。本件について、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 平成25年10月10日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告します。記。

- 1、受理番号。陳情第3号。
- 2、付託年月日。平成25年9月26日。
- 3、件名。消費税増税実施の延期を求める陳情書。
- 4、審査の結果。不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日。平成25年9月27日、10月4日。

(2) 審査場所。第2委員会室、第3委員会室。

(3) 出席者。三岳、波戸、竹村、福田、小田、森田各委員、議長、事務局長。

(4) 欠席者。田崎委員。

2、審査内容。9月27日、主な討議。

陳情が出た段階では決定されていない。

消費税増税の目的は社会保障なのか。

消費税は社会保障に使うという大前提がある。上げる前から公共事業を増やすという発想に違和感があるのだろう。

中小企業も大変であるが大局的に見なければいけない。

中小企業等のサポートを目的として消費税転嫁対策特別措置法が成立している。

国の制度上のことであるということも判断しなければいけない。

会期中である10月1日に判断される。

10月4日、主な討議。

陳情書に「2割程度の少数派」とあるがこの数字の根拠についてはどうか。

財政の健全化ということで将来にツケを回さないために必要なことである。

今後どうにかしなければいけないという国民の思いがある。

消費税の賛否ではなく、手続きで決まっている以上、延期を求める陳情書の意見書は出せない。

消費税があがることは心配であるが、国の借金が1千兆円になり過半数の容認があるのだろう。新たな経済対策に期待し、財政健全化を図るためにも増税はやむを得ないと判断する。

税と社会保障の一体改革ということで消費税増税分は社会保障に使われると思っている。

国策により4月から増税される。国策についていくしかない。

この制度は3%の増税だが、社会保障の維持、充実、国の借金の先送りをしないためのものであり、今後の国政に期待する。

3、審査の結果。

討論はなく、採決の結果、陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」は、賛成はなく全会一致で不採択とすべきものと決定した。

4、委員会の意見。

政府は10月1日の閣議で、消費税率を来年4月1日に予定通り現行5%から8%へ引き上げることを決めた。

国の財政は悪化し、1千兆円の借金となっており、財政健全化を図り、増大する社会保障費の財源を確保する必要があることは国民の共通認識である。

国の借金を次世代に先送りしないためにも健全化への取組みと社会保障の維持・充実を図るべきである。以上であります。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

1 4 番久保田 最後のページです。国の借金が1千兆円にもなりというところ、財政健全化を図るためにも増税はやむを得ないというふうに判断されたと書いてありますけれども、国が目指している10年間で200兆円の大型公共事業や、4兆円を超える軍事費についてはどう思われるか。それと一番最後の増大する社会保障費の財源を確保する必要があるという文言がありますが、消費税が3%になった、5%になった、その時も社会保障の財源の確保だったと思いますが、そのように回されたとお思いでしょうか。そしてこの8%になるのが、3%の値上げが社会保障のために使われると思っていらっしゃるのでしょうか。

総務厚生委員長 今回の決定の中で、安倍首相がおっしゃったことは、要はもともとは消費税というのは社会保障に充てるという大前提があったと思います。ですからあの、私に軍事費とかそういった部分を聞かれてもですね、私の方からそういった見解は答弁できないという判断をしておりますが。

1 4 番久保田 この報告書の中にはありませんけれどもお尋ねします。

川棚町で景気回復している実感の持てる指標、アベノミクスによってですね、回復しているという実感の持てる指標がありましたらお教えてください。

総務厚生委員長 いわゆる国策と言いますか、国の考え方でしょうかから、私にそのことを問われてもですね、私の実感があります、ありませんというお答えはできないかと判断しました。指標についても同様でございます。

1 4 番久保田 先程も言いました町内の消費者や自営業者の声を直接聞かれましたか。私は一般質問で消費税のことを町長に問いました。その時も、町内の自営業者、いろんな事業者に聞きました。その方達全員には聞いておりませんが、消費税の8%の増税は、今はとても苦しいとおっしゃっています。そのことに対してはどう考えられますか。

総務厚生委員長 アベノミクスのことを言われましたが、実際引き上げは来年の4月1日以降でございます。实体经济に影響してくるのはですね、それ以降と

思いますので、今の段階でそのアベノミクス話を私から答弁を求めるのはちょっと無理だと思います。

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

陳情第3号に対し、これから討論を行います。総務厚生委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決定することに反対討論はありませんか。

14番久保田 陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」について、委員長の不採択に対する反対討論を行います。

7月、共同通信社の世論調査では、7月引き上げに延期を先送りする5%維持と増税反対が7割以上でした。9月11日の朝日新聞掲載の世論調査でも増税反対が賛成者よりも多く、4月に「8%上がったら家計出費を今まで抑えるようになる」が65%、「安倍政権になってから景気が回復したという実感があるか」の問には、「ない」の回答が80%でした。回答に見られるように、多くの方が消費税増税に対して不安を感じている状況です。また、消費税納税義務者である自営業者も「増税したら商売がなりたたなくなる」の声が聞かれます。「現行でも消費税は完全に転嫁できない」の声がある中、その上、さらなる消費不況も重なり、売り上げの減少や消費税納税などが大変心配されます。働く人の賃金も1997年を頂点に平均70万円も落ち込み、働く人の月給は15ヶ月連続で下がり続けています。就労率は増えたと言いますが、非正規雇用やパート、派遣などの安上がりな雇用です。増税となれば、中小業者を含め消費者の家計支出が増えることだけは確実です。円安になってすでに食料品や燃油の値上げが家計を圧迫しています。今でもギリギリの中での負担増は、国保などの税金の滞納につながることも想定されます。消費税増税は生まれたての赤ちゃん、生活に困っている人、全ての人を対象です。自営業者を廃業倒産に追い込む恐れがあります。

議会は、一人ひとりの住民の声の代弁者です。この陳情者は2014年からの消費税増税を延期することを求めていらっしゃいます。議員の皆さん、意見書の採択を訴えて委員長報告の反対討論とします。

議 長 次に、賛成討論の発言を許します。

15番山口 陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」に対する委

員長報告に対して、賛成討論を行います。

少子高齢化が進み、社会保障を支える現役世代というのは年々減少してきております。しかし、そういった中でも、今後とも社会保障制度を持続可能なものにし、さらに充実していく必要はあると思われれます。消費税が上がることについては、いろんな心配が危惧されております。しかし、年々増える社会保障費の財源を確保し、低所得者対策、景気対策などを含めて、財政健全化を図り、社会保障税一体改革の一環として、消費税の引き上げについてはやむを得ないと判断されますので、委員長報告に対して賛成を致します。

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」の採決を行います。

この採決は起立によっておこないます。この陳情に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。

陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議 _____ **長** 起立少数です。したがって陳情第3号「消費税増税実施の延期を求める陳情書」は、不採択とすることに決定を致しました。

(14 : 07)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩致します。

(14 : 07)

(...休憩...)

(14 : 20)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第11、意見案第1号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)」を議題とします。提出者の説明を求めます。

産業建設文教委員長 意見案第1号、平成25年10月10日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、産業建設文教委員会委員長山口隆。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。

また、義務教育費国庫負担制度は、国による教育分野の「最低保障」というべきものであり、すべての国民に対し適正な規模と内容の義務教育を保障することは国の重要な責務でもあります。

さらに、未来を担う子どもたちに対し、一人ひとりの国民として必要な基礎的資質を培うための豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹ともなるものです。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応をおこなうためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学級指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な改善が必要です。

よって、国におかれましては、教育の機会均等とその水準の維持向上を確保するため、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望します。以上、地方自治法第99条

の規定により意見書を提出します。平成25年10月、長崎県川棚町議会。

以上でございます。よろしくご審議の上採択いただきますようお願い申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。

これから意見案第1号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって意見案第1号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)」は、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣他、関係行政庁に送付することに致します。

(14:25)

議 _____ **長** 次に、日程第12、意見案第2号「道州制導入に反対する意見書(案)」を議題とします。提出者の説明を求めます。

議会運営委員長 意見案第2号、平成25年10月10日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、議会運営委員会委員長毛利喜信。

道州制導入に反対する意見書案の提出について。上記の議案を、別紙のとおり

り地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

道州制導入に反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行の改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性ある伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々川棚町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年10月、長崎県川棚町議会。以下、関係機関へ送付させていただきます。ご審議の上ご採択いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。これから意見案第2号「道州制導入に反対する意見書(案)」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 全員起立です。したがって意見案第2号「道州制導入に反対する意見書(案)」は、原案のとおり可決されました。可決された意見書は、内閣総理大臣他、関係行政庁に送付することと致します。

(14:31)

議長 次に、日程第13、「議会活性化対策調査特別委員会中間報告」を議題とします。

議会活性化対策調査特別委員会から、閉会中の継続調査について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いません。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。したがって、議会活性化対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化対策調査特別委員長の発言を許します。

議会活性化対策調査特別委員長 読み上げて報告とさせていただきます。

平成25年10月10日、川棚町議会議長初手安幸様、議会活性化対策調査特別委員会委員長村井達己。

議会活性化対策調査特別委員会中間報告。本委員会の所管事務調査事件について、会議規則第47条の規定により別紙のとおり報告します。

議会活性化対策調査特別委員会委員長中間報告。

1、調査事件。議会活性化、議会改革、議員定数に関すること。

2、調査期日。平成25年1月9日、1月14日、2月8日、4月8日、4月18日、7月4日、7月23日、8月5日、8月28日、10月7日。

3、調査場所。第1、第3委員会室。

4、出席者。委員全員、議長、議会事務局長、商工会青年部。

5、調査の経過。

平成24年3月定例会において、主に議会活性化に関し、議会報告会、紙ベースによる議事録の開示、議場開放、議員と語ろう会や全員協議会における各委員会の報告のあり方などの取組みについて中間報告をした。

併行して議員定数についても協議、検討を重ねており、平成24年12月定例会においては、1回目のアンケート調査を基に16、14、13、12、10名での委員会構成や兼任制、報酬について、シミュレーションを作成し検討材料としながら議論した経過を報告したところである。

その後、商工会青年部との意見交換、ふれあい教室での状況報告や5月に開催した議会報告会での住人からの定数に関する質疑応答、さらに全議員を対象に議員定数、議員報酬等に関する2回目のアンケート調査を平成25年8月に実施し集約をした。

当委員会で協議、検討した内容は随時全員協議会の場で報告し、各議員との意見交換等をおこなっている。

6、2回目アンケート調査の結果。

定数、16、1名。15、1名。14、8名。13、2名。12、3名。未定数だが削減、1名。

定数についての主な意見。

16名。議員の任務は町民の様々な声を聞き取ることにより、削減した分、町民に対するサービスは低下になる。

14名。2常任委員会の専任が望ましく、1委員会最低6名以上が必要である。

大幅な削減は町民の多様な意見や意思が汲み上げにくくなる。

人口1千人に対して1名で、14名が妥当と考える。

削減の取組みは必要であるが、減らしすぎて議会運営に支障が出たのでは意味がない。

近隣町の実態からも14名と思われる。

13名。6名の常任委員会構成でも、予算・決算特別委員会や連合審査等の手法で対応できる。

財政的視点を指摘される中、3名削減でその効果はある。

12名。委員会編成は兼任制3委員会で十分機能する。3委員会にすることで委員会単位の範囲が軽減され、かつ明瞭になり審査も行いやすくなる。

合併も不調に終わり、単独の町政運営の中、議会も含めた大胆な改革が必要であり、2名減では削減効果は少なく、町民の理解も得られない。

委員会制度は廃止し、本会議制を取り入れる。また通年議会制を導入する。

報酬についての主な意見。

報酬の増額は10名以下でなければ理解が得られない。14名、13名での増額は無理であり、現状維持である。

12名に削減し、その削減効果として派生した財源を報酬増額に充当する。

7、商工会青年部との意見交換会における主な意見。

委員会に重複して入っているが、定数が削減された場合、委員会は運営できるのか。

削減したことで議員活動が増えるのであれば、報酬を上げるのは当然だと思うが。

意見交換会や懇談会等を数多く開き、議会の実情や活動内容を積極的に伝えてほしい。

8、議会報告会における主な質問。

議員定数について、今どういう状況か。

現在までの検討、研究の結果は。

議員定数削減の時期はいつか。

9、まとめ。

これまでの議員定数についての取組みは上記記載のとおりであり、随時、協議・検討・集約してきたが、大方の意見としては削減の方向である。

定数を検討する過程においては、「行政改革」や「経費削減」の視点だけでなく、行政に対する町民のニーズも多様化している。

地方分権が推進される中、行政が複雑・多岐化することに伴い、委員会がいかに効率的、かつ適切に活動することができるのか、住民を代表する議会の役割も非常に大きく、これまで以上に行政へのチェック機能の向上が望まれている。このようなことを踏まえ、削減した場合の委員会数や専任、兼任制についても検討してきたが、兼任制は課題も多く難しいのではないかと、2常任委員会の専任が望ましいとの意見が多数であった。

当委員会としては、総合的に勘案し、現時点で14名、13名、12名に絞り込み、検討を重ねているところであり、次期12月定例会までに結論を出し最終報告すべく取り組んでいく。以上です。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みと致します。

(14:39)

議 _____ **長** 次に、日程第14、「議員派遣の件」を議題と致します。

お諮りします。本件は、会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定しました。

(1 4 : 4 0)

議 _____ **長** ここでお諮りを致します。

会議規則第45条の規定により、本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じました条項、数字、その他の整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定を致しました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

会議を閉じます。平成25年9月川棚町議会定例会を閉会を致します。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 4 : 4 1)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____